

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																																																																													
1	<p>(農林部長等専決事項)</p> <p>第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th colspan="5">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>農政部長</th> <th>林務部長</th> <th>農林部長</th> <th>農政部又は農林部の農林振興センター所長</th> <th>農政部農村整備センター所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援交付金に限る。）に係る導入計画及び生産計画に対する意見並びに実施状況の確認に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部に置く室の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>56 建築基準</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	専決権者					備考	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	[略]							14 農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援交付金に限る。）に係る導入計画及び生産計画に対する意見並びに実施状況の確認に関すること。							[略]							事務	条項	内容	専決権者		備考	副局長	部に置く室の長	[略]						55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	[略]					56 建築基準	[略]					<p>(農林部長等専決事項)</p> <p>第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th colspan="5">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>農政部長</th> <th>林務部長</th> <th>農林部長</th> <th>農政部又は農林部の農林振興センター所長</th> <th>農政部農村整備センター所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 環境保全型農業直接支援対策（環境保全型農業直接支払等推進交付金を除く。）に係る実施計画等に対する意見及び実施状況の確認に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部に置く室の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>55の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務</td> <td>第18条</td> <td>手数料（建築基準法施行令第11条第3項に規定する手数料を除く。）の免除</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。</td> </tr> <tr> <td>56 建築基準</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	専決権者					備考	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	[略]							14 環境保全型農業直接支援対策（環境保全型農業直接支払等推進交付金を除く。）に係る実施計画等に対する意見及び実施状況の確認に関すること。							[略]							事務	条項	内容	専決権者		備考	副局長	部に置く室の長	[略]						55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	[略]					55の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	第18条	手数料（建築基準法施行令第11条第3項に規定する手数料を除く。）の免除		○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。	56 建築基準	[略]				
事務	専決権者					備考																																																																																																																									
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長																																																																																																																										
[略]																																																																																																																															
14 農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援交付金に限る。）に係る導入計画及び生産計画に対する意見並びに実施状況の確認に関すること。																																																																																																																															
[略]																																																																																																																															
事務	条項	内容	専決権者		備考																																																																																																																										
			副局長	部に置く室の長																																																																																																																											
[略]																																																																																																																															
55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	[略]																																																																																																																														
56 建築基準	[略]																																																																																																																														
事務	専決権者					備考																																																																																																																									
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長																																																																																																																										
[略]																																																																																																																															
14 環境保全型農業直接支援対策（環境保全型農業直接支払等推進交付金を除く。）に係る実施計画等に対する意見及び実施状況の確認に関すること。																																																																																																																															
[略]																																																																																																																															
事務	条項	内容	専決権者		備考																																																																																																																										
			副局長	部に置く室の長																																																																																																																											
[略]																																																																																																																															
55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	[略]																																																																																																																														
55の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	第18条	手数料（建築基準法施行令第11条第3項に規定する手数料を除く。）の免除		○	○	1 部長にあつては、盛岡広域振興局土木部長を除く。 2 部に置く室の長にあつては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。																																																																																																																									
56 建築基準	[略]																																																																																																																														

法施行細則 (昭和47年 岩手県規則 第12号)の 施行に關す る事務	
[略]	

[略]

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
家畜保健衛生所長	[略]		
	2 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の施行に關する事務	第4条第1項、第4条の2第1項並びに第13条第1項及び第2項	[略]
		[略]	
		第7条（第31条第2項において準用する場合を含む。）	検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示
		[略]	
		第9条及び第30条	[略]
		第15条	[略]
		[略]	
		第26条第3項	消毒の実施
		第31条第1項	検査、注射、薬浴及び投薬の実施
		[略]	
		第52条	[略]
	[略]		
[略]			

法施行細則 (昭和47年 岩手県規則 第12号)の 施行に關す る事務	
[略]	

[略]

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
家畜保健衛生所長	[略]		
	2 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の施行に關する事務	第4条第1項、第4条の2第1項、第13条第1項及び第2項（第13条の2第2項において準用する場合を含む。）並びに第13条の2第1項	[略]
		[略]	
		第7条（第31条第2項において準用する場合を含む。）	検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示の指示
		[略]	
		第9条及び第30条	[略]
		第12条の4第1項	報告の受理
		第15条	[略]
		[略]	
		第26条第3項	消毒の指示
		第26条第5項	消毒をする設備の設置の指示
		第31条第1項	検査、注射、薬浴及び投薬の指示
		[略]	
		第52条第1項	[略]
	[略]		
[略]			

2 別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
49 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に關する事務	第6条第1項及び第3項（第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	登録等の実施及び通知	[略]				[略]
	第7条第1項及び第2項（第8条第2項においてこれらの規定	登録等の拒否及び通知	[略]				

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
49 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に關する事務	第7条第1項及び第3項から第5項まで	登録の実施及び通知	[略]				[略]
	第8条第1項及び第2項	登録の拒否及び通知	[略]				

	を準用する場合を含む。)				
第9条	[略]				
第12条	報告の徴収又は助言若しくは指示	[略]			
第13条	[略]				
第14条第1項及び第3項					
第15条	登録の削除		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第31条（第33条第2項において準用する場合を含む。）	供給計画の認定等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第32条（第33条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。）	認定等の通知		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第34条	助言及び指導		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第35条の2	賃貸の承認		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第36条第1項	目的外使用の承認		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第37条	報告の徴収		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第38条	地位の承継の承認		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第39条	改善命令		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第40条第1項	認定の取消し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第58条（第60条第2項において準用する場合を含む。）	[略]				
第59条（第60条第2項及び第73条第2項において準用する場合を含む。）					
第62条第1項					
第69条					
第70条					
第71条第2項及び第74条第1項					
第71条第3項					
第72条					
第73条第1項					

[略]

[略]

第9条第1項、第3項及び第4項（第11条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理並びに登録事項等の変更及び通知		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第10条	[略]				
第12条第1項及び第2項	届出の受理	[略]			
第13条	登録の抹消及び通知		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第24条第1項	報告の徴収又は立入検査若しくは質問		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第25条	[略]				
第26条					
第27条第1項	所在不明者等の登録の取消し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第54条（第56条第2項において準用する場合を含む。）	[略]				
第55条（第56条第2項及び第69条第2項において準用する場合を含む。）					
第58条第1項					
第65条					
第66条					
第67条第2項及び第70条第1項					
第67条第3項					
第68条					
第69条第1項					

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同月20日から施行する。